

受理官庁 S Y	国立貿易消費者保護省 工業所有権保護局 (シリア・アラブ共和国)	附属書 C S Y
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	シリア・アラブ共和国	
国際出願の作成に用いることができる言語	アラビア語, 英語, フランス語 ¹	
願書の提出に用いることができる言語	アラビア語, 英語, フランス語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁, エジプト特許庁, 欧州特許庁 又は連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁, エジプト特許庁, 欧州特許庁 ² 又は連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨: 米国・ドル (USD)	
送付手数料	USD ... ³	
国際出願手数料 ⁴	USD 1,453	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁴	USD 16	
調査手数料	附属書D (AT), (EG), (EP) 又は (RU) 参照	
優先権書類の手数料	USD ... ³	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	情報は現在準備中	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人がシリア・アラブ共和国に居住している場合 要, 出願人がシリア・アラブ共和国の非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に登録されている特許代理人若しくは弁理士, 又はシリア・アラブ共和国に登録されている代理人若しくは弁護士	

1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語 (附属書D参照) である場合, 出願人は翻訳文を提出しなければならない (PCT規則12.3)。

2 この官庁は, 国際調査を同官庁又はオーストリア特許庁が実施する (又は実施した) 場合に限り, 管轄する。

3 この手数料はまだ定められていない。近い将来定められる。最新の手数料の額については, 受理官庁又は代理人に確認されたい。

4 この手数料は, 一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。